

佐野市低入札価格調査制度実施要綱

平成22年3月29日

告示第62号

(趣旨)

第1条 この告示は、低入札価格調査制度(予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者(以下「最低価格入札者」という。))の入札価格によっては、その者により建設工事の請負の契約(以下「工事請負契約」という。)の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査する制度をいう。以下同じ。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる入札)

第2条 低入札価格調査制度の対象となる入札(以下「対象入札」という)は、予定価格が1億5千万円以上の建設工事に係るものとする。

(調査基準価格)

第3条 市長は、対象入札の執行に当たり、工事請負契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)を定める。

2 調査基準価格は、次に掲げる額を合計した額(その額に1万円未満(農林水産省の積算基準により算定した場合にあっては、1,000円未満)の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に100分の110を乗じて得た額(その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超えるときは予定価格に10分の9.2を乗じて得た額、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たないときは予定価格に10分の7.5を乗じて得た額)とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9.7(建築工事又は設備工事にあっては、10分の9)を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

3 建設工事の性質上前項の規定による算定により難しいときは、同項の規定にかかわらず、調査基準価格は、10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で市長が定める割合を予定価格に乘じて得た額とする。

(失格判断基準)

第3条の2 市長は、前条第2項の規定により調査基準価格を定めたときは、工事請負契約の内容に適合した履行がされないと判断する基準となる価格(以下「失格判断基準」という。)を定める。ただし、同条第3項の規定により調査基準価格を定めたときは、この限りでない。

2 失格判断基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 直接工事費の額が予定価格の算定の基礎になった直接工事費の額(建築工事及び設備工事にあつては、10分の9を乗じて得た額)に10分の7.5を乗じて得た額(その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)未満であること。
- (2) 共通仮設費の額が予定価格の算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の7を乗じて得た額(その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)未満であること。
- (3) 現場管理費の額が予定価格の算定の基礎となった現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額(その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)未満であること。
- (4) 一般管理費の額が予定価格の算定の基礎となった一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額(その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)未満であること。
- (5) 入札価格が、次に掲げるアからエまでの額を合計した額からオの額を差し引いた額(その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)未満であること。

ア 予定価格の算定の基礎となった直接工事費の額に10分の9.7(建築工事及び設備工事にあつては、10分の9)を乗じて得た額。

イ 予定価格の算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額。

ウ 予定価格の算定の基礎となった現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額。

エ 予定価格の算定の基礎となった一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額。

オ 予定価格の算定の基礎となった工事価格に10分の0.3を乗じて得た額。

(落札の保留)

第4条 市長は、対象入札の開札において最低入札価格が調査基準価格に満たないときは、最低価格入札者の落札を保留する。

- 2 市長は、前項の規定により落札を保留した場合において、最低価格入札者から提出された入札価格に係る積算の内訳書の内容が前条第2項第1号から第4号までに定める基準のいずれかに該当したとき、又は入札価格が同項第5号に定める基準に該当したときは、当該最低価格入札者を失格とする。ただし、同号に定める基準に該当した場合において、同号において算出した額が調査基準価格に105分の100を乗じて得た額以上であるときは、この限りでない。
- 3 市長は、第1項の規定により落札を保留した場合において、その入札が前条第1項ただし書の規定により失格判断基準を定めない入札であったとき、同条第2項各号に定める基準のいずれにも該当しなかったとき、又は前項ただし書の規定により最低価格入札者が失格とならなかつたときは、入札価格に関する調査を行った後に落札者を決定する。

(調査の実施)

第5条 市長は、前条第3項の規定により入札価格に関する調査を行うときは、最低価格入札者から次に掲げる書類を提出させ、その資料並びに当該最低価格入札者の経営状況及び信用状態に関する事情聴取、照会その他の調査を契約検査課長及び対象入札に係る工事を担当する課長(以下これらを「調査担当者」という。)に行わせる。

- (1) 履行可能申立書(別記様式第1号)
- (2) 積算内訳書(別記様式第2号)
- (3) 積算内訳書に対する明細書(別記様式第3号)
- (4) 積算内訳書に対する明細の積算根拠を示す書類があるときは、その書類
- (5) 手持工事一覧(別記様式第4号)
- (6) 対象入札に係る建設工事及び手持工事の位置を表示した図面(日本産業規格A列3番を用い、縮尺は任意とする。)
- (7) 配置予定技術者名簿(別記様式第5号)
- (8) 対象入札に係る建設工事に関係する事業所及び資材又は機材の保管場所の所在地一覧(別記様式第6号)
- (9) 対象入札に係る建設工事並びにその工事に関係する事業所及び資材又は機材の保管場所の位置を表示した図面(日本産業規格A列3番を用い、縮尺は任意とする。)
- (10) 手持資材一覧(別記様式第7号)

- (11) 資材購入先一覧（別記様式第8号）
 - (12) 資材購入先と特定の関係があるときは、その関係を証する書類
 - (13) 手持機械一覧（別記様式第9号）
 - (14) 受注公共工事一覧（別記様式第10号）
 - (15) 労働者確保計画書（別記様式第11号）
 - (16) 工種別労働者配置計画書（別記様式第12号）
 - (17) 建設副産物搬出先一覧（別記様式第13号）
 - (18) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- 2 調査担当者は、前項の規定による調査が終了したときは、その結果を取りまとめ、最低価格入札者により工事請負契約の内容に適合した履行がなされるかどうかについて佐野市低入札価格調査委員会に付議する。

（佐野市低入札価格調査委員会）

第6条 最低価格入札者により工事請負契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを審査するため、佐野市低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、前項の規定による審査の結果を市長に報告しなければならない。
- 3 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 4 委員長は技術センター部の所管に属する事務を担当する副市長を、副委員長は委員長以外の副市長及び技術センター部長を、委員は別表に掲げる職員をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第7条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、次の各号の順序によりその職務を代理する。

- (1) 委員長以外の副市長
- (2) 技術センター部長

（会議）

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、副委員長及び委員で出席したものの過半数をもって決し、可否

同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めて、その説明を聴くことができる。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、技術センター部契約検査課において処理する。

(落札者の決定)

第10条 市長は、第6条第2項の規定による報告に基づき、最低価格入札者により工事請負契約の内容に適合した履行がされると認めるときは当該最低価格入札者を落札者とし、最低価格入札者により工事請負契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは当該最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者(以下「次順位者」という。)を落札者とする。ただし、次順位者の入札価格が調査基準価格に満たないときは、当該次順位者について第5条第1項の規定による調査を行わせ、当該次順位者により工事請負契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、当該次順位者を落札者とする。

- 2 第5条第2項並びに第6条第1項及び第2項の規定は、次順位者について準用する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年5月1日から施行する。

(施行期日)

1 この告示は、平成29年5月1日から施行する。

(佐野市低入札価格調査制度実施要綱の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の佐野市低入札価格調査制度実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に公示する対象入札について適用し、同日前に公示した対象入札については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年5月1日から施行する。

別表（第6条関係）

総合政策部長 行政経営部長 市民生活部長 こども福祉部長 健康医療部長
産業文化スポーツ部長 都市建設部長 上下水道局長 教育部長 消防長

別記様式第1号（第5条関係）

履行可能申立書

年 月 日

佐野市長 様

入札者 所在地

法人の名称

代表者の氏名

⑩

1 入札日 年 月 日

2 工事名

この工事については、次の理由により、当該入札価格によって、設計に基づく契約内容の適正な履行が可能であることを申し立てます。

理由

備考 理由は、手持工事の状況、当該工事の施工場所と入札者の事業所、資材又は機材の保管場所との関係、手持ち及び購入資材の状況、手持機械の状況、労働者の調達の見通し等を踏まえて記入してください。

低入札価格調査結果報告書

調査対象工事	入札年月日	
	工事名	
	工事箇所	
	予定価格	
	調査基準価格	
調査対象者		
入札価格		
調査項目	調査内容	評価
(1)当該価格により入札した理由（積算内訳書の検討結果）		
(2)当該工事の現場付近における手持ち工事の状況		
(3)当該工事関連の手持ち工事の状況		
(4)当該工事の施工場所と入札者の事業所、資材機材保管場所等との関係		
(5)手持ち資材の状況		
(6)資材の購入先及び購入先と入札者との関係		

調 査 項 目	調 査 内 容	評 価
(7) 手持ち機械数の状況		
(8) 過去に受注した公共工事名及び発注者		
(9) 労働者の具体的な供給見通し		
(10) 下請工事発注の有無及び概算金額		
(11) 経営状況		
(12) 信用状態		
(13) その他		
総合評価		

上記のとおり調査結果を報告いたします。

年 月 日

佐野市低入札価格調査委員会委員長 様

契約検査課長

工事担当課長